

令和8年4月以降に採用予定の 美郷町職員採用試験を実施します

美郷町では職員採用試験を下記の内容で実施します

- ・第1次試験は公務員試験対策不要の教養試験を行います。民間企業を志望の方でも、受験しやすくなっています。
- ・試験は全国のテストセンターで行います。指定する期間のうち、都合の良い日時・会場を予約して受験できるため、県外にお住まいの方も受験しやすい試験となります。

採用試験に関する詳細は次のとおりです

※下記の試験をそれぞれ併願して受験することはできません。

試験区分	採用予定人員	受験資格	職務内容
一般行政職 (大学卒業程度)	2名	次のいずれかを満たす者 ①平成8年4月2日から平成16年4月1日までに生まれた者 ②平成16年4月2日以降に生まれた者で、大学を卒業または令和8年3月までに卒業見込みの者	一般行政事務
学芸員 (大学卒業程度)	1名	平成8年4月2日以降に生まれた者で、学芸員資格を有するか、令和8年3月までに取得予定の者	一般行政事務
管理栄養士 (大学卒業程度)	1名	昭和60年4月2日以降に生まれた者で、管理栄養士資格を有するか、令和8年3月までに取得予定の者	管理栄養業務 または 一般行政事務
保健師 (短大卒業程度)	1名	昭和60年4月2日以降に生まれた者で、保健師免許を有するか、令和8年3月までに取得予定の者	予防衛生・保健 指導業務または 一般行政事務
労務職 (高校卒業程度)	1名	昭和60年4月2日以降に生まれた者で、 ・大型自動車運転免許 ・除雪機械運転員資格(大型特殊自動車免許および車両系建設機械(整地・運搬・積み込み用および掘削用)運転技能講習修了証) をそれぞれ有するか、令和8年3月までに取得予定の者	除雪業務 または 町有施設の 管理業務等
一般行政職 (高校卒業程度)	1名	平成12年4月2日から平成20年4月1日までに生まれた者。 ただし、次の者は受験できません。 ①学校教育法による大学を卒業または令和8年3月までに卒業見込みの者 ②①に相当する学歴を有すると町が認める者	一般行政事務

■第1次試験について

日時	6月1日(日)～6月22日(日)までの間で、受験者が選択する日時
区分	一般行政職(大学卒業程度)、学芸員(大学卒業程度)、管理栄養士(大学卒業程度)、保健師(短大卒業程度)、労務職(高校卒業程度)
会場	受験者が選択する全国のテストセンター (令和7年3月現在の秋田県内での受験会場は、秋田市、大仙市、湯沢市、北秋田市にあります)

※一般行政職(高校卒業程度)の第1次試験は9月を予定しており、詳細は広報美郷7月号にお知らせする予定です。

■欠格事項について

- ・日本の国籍を有しない者
- ・地方公務員法第16条の規定により地方公務員となることができない者

■受験案内について

4月中旬ごろに受験案内を町ホームページに掲載します。

■受付期間・申込方法について

4月21日(月)～5月15日(木)

町ホームページ「電子申請」から、
オンライン手続き(右記二次元コード)でお申し込みください。



問●町総務課 総務班 ☎0187(84)1111

空き家対策事業のお知らせ

近年、少子高齢化や人口減少により空き家が増加しています。空き家は適切に管理すれば価値ある資産となりますが、そのまま放置すればさまざまな問題が発生します。町には次のような制度があるので、空き家を今後どうするか考えてみませんか。

すぐに住める状態・空き家になって間もない場合は

利活用を検討

空き家バンク制度

空き家を売りたい、貸したいと考えている所有者の物件を空き家バンクに登録し、その情報を希望する方に紹介していきます。

空き家バンク成約奨励金

町の空き家バンク制度を活用し、希望者との間に売買が成立した場合に、空き家などの物件登録者に対して奨励金を交付します。



交付金額

売買が成立した物件の土地、建物に係る固定資産税相当額の合計の2倍の額(上限額5万円)

老朽化により住めない状態・空き家になってかなり経過している場合は

解体を検討

危険空家解体事業補助金

老朽化した危険な空き家を解体する方に、解体費用の一部を補助します。

■対象空家

- ・ 町内にある空き家で、危険度や迷惑度の程度が町の定める基準を満たすもの
- ・ 空き家になってから5年以上経過しているもの、または空き家バンクに登録して3年以上経過しているもの
- ※建て替えや宅地の譲渡を目的としている場合は対象となりません。

■対象者

- ・ 空き家の所有者または管理者
- ・ 所有者等から空き家の解体について委任を受けた者

■補助金額

- ・ 空き家解体費用の2分の1の額
- ・ 上限額50万円(特定空家に認定された場合は上限額80万円)



募集期間

4月14日(月)～6月30日(月)

※7月中に補助金の交付決定となり、解体工事着手はその後になります。

申・問●【空き家バンク】町商工観光交流課 商工観光交流班 ☎0187(84)4909
【危険空家解体事業補助金】町住民生活課 環境安全班 ☎0187(84)4903

税 務 課

督促手数料を廃止します

これまで、地方自治法および町の規則等の規定により、納期限までに税金等の徴収金が納付・納入されない場合、その納税義務者等に督促状を発送し、その手数料として100円の督促手数料を徴収するため、督促手数料を記載した新たな納付書を併せて発送していました。町では、令和7年度より督促手数料を廃止し、次のとおり取り扱うこととします。

【督促状】これまでと同様に納期限を経過してから20日以内に対象者へ発送

【督促手数料】督促手数料100円は廃止(徴収しません)

【納付書】納期限を過ぎても最初に発送している納付書を使用して納付してください。

【延滞金】納期限後に納付された場合、納期限の翌日から納付日までの期間の日数に応じた延滞金が発生します。一定の割合で計算した延滞金の金額が1,000円以上の場合は延滞金のみを納付書を対象納税義務者に発送します。

【対象となる徴収金】町民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、農業集落排水施設使用料、町営住宅使用料、下水道使用料、公共下水道事業受益者負担金

問 町税務課 ☎0187(84)4902